

製造請負優良適正事業者認定マークに関する規程

平成30年11月15日制定
製造請負事業改善推進協議会

製造請負優良適正事業者認定制度運営要領 第6の(2)①の製造請負優良適正事業者認定マークについて、以下のとおり定める。

(目的)

第1条 本規程は、製造請負優良適正事業者認定マーク（以下、「認定マーク」という。）の使用について定める。

(認定マーク)

第2条 認定マークは、次のとおりとする。

1. マークの種類

① 制度告知マーク

製造請負事業者認定制度（以下、「GJ認定制度」という。）の普及・定着を図るため、以下のとおり制度告知マークを定める。

厚生労働省、製造請負事業改善推進協議会（以下、「協議会」という。）、協議会が許可した以外のものは、制度告知マークを使用してはならない。



【正式版】



【簡易版 その1】
制度名あり



【簡易版 その2】
制度名なし

② 認定事業者マーク

GJ 認定制度の普及・定着を図るため、以下のとおり認定事業者マークを定める。

認定事業者でないものは、認定事業者マークを使ってはならない。

認定マーク中の事業者認定番号については、第3条で定める。



【正式版】



第****000(00)号

【簡易版 その1】

認定回数表示あり



第****000号

【簡易版 その2】

認定回数表示なし

2. 色調（各マーク共通）

① マーク・囲み罫線部分…Y100+M100（金赤）、TOYO INK8098 9版

※モノクロ時は BL100（スミ）

② 文字部分…BL100（スミ）

3. 認定マークは、以下に留意して使用しなければならない。

① 必ず、指定色調を利用すること。

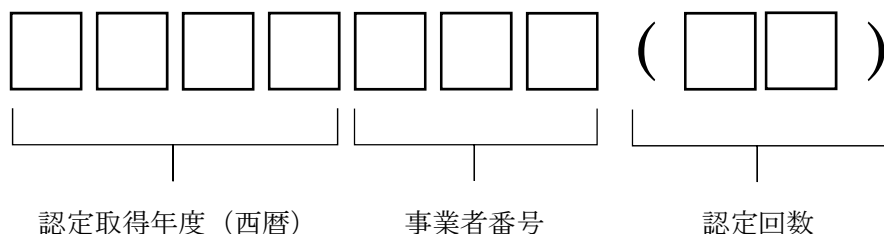
② 縦長、扁平（横長）、歪曲の変形は行わないこと。

③ マークの周辺はできる限り、「マーク左右幅の8分の1」程度の帯余白をとること。

(事業者認定番号)

第3条 事業者認定番号は、次の各号に掲げるとおり定めるものとする。

1. 事業者認定番号は、次の構成とする。



2. 認定取得年度は、その事業者が初めて認定を取得した年度（西暦表記）とする。
ただし、認定事業者が認定の有効期間中に更新しなかった場合、更新できなかった場合、または認定の取消を受けた場合において、改めて認定を取得したときの事業者認定番号の認定取得年度は、上の規程にかかわらず改めて認定を取得した年度とする。
3. 事業者番号は、その事業者の認定取得年度に協議会が次の基準により定めるものとする。
 - ① 指定審査機関における申請書類受理順
 - ② 複数の指定審査機関で同一日に申請書類を受理した場合は、指定審査機関の指定番号順
4. 認定回数は、その事業者が前記2項で定める認定取得年度以降に認定を受けた回数を表すものとする。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に会長が定める。

(附則)

第5条 この規程は、平成30年11月15日から施行する。

(以上)